

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第21号

大和市介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

大和市介護保険条例施行規則（平成12年大和市規則第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「いう。ただし、」を「いい、所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれる場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から100,000円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）によるものとし、」に改め、「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を、「以下」の次に「この条及び附則第2項において」を加える。

第6条中「被保険者」を「第1号被保険者」に改め、同条第1号中「者の」を削る。

附則第2項中「（以下「上位所得者」という。）」を削り、「令和2年度分（第7号に掲げるものにあつては、令和2年4月分から同年9月分まで）」を「令和3年度分」に改め、同項第7号を削る。

附則第3項第1号中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改め、同項第2号ア中「（昭和40年法律第33号）」を削る。

附則第4項中「及び令和2年度分」を「から令和3年度分まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第5項第2号の表主たる生計維持者の前年の合計所得金額の区分の欄中「2,000,000円」の次に「（令和2年の合計所得金額を用いて減免する場合は2,100,000円）」を、「2,000,001円」の次に「（令和2年の合計所得金額を用いて減免する場合は2,100,001円）」を加える。

附則中第7項を第8項とし、第6項の次に次の1項を加える。

7 前2項に規定する合計所得金額とは、地方税法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2

第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から介護保険法施行令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第4条第1項第1号の規定は、令和2年以後の年の合計所得金額を用いて算定する場合について適用し、令和元年以前の年の合計所得金額を用いて算定する場合は、なお従前の例による。

3 この規則による改正後の附則第2項の規定は、令和3年度分の保険料について適用し、令和2年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。